

近年、日本ではさまざまな類型の不正・不祥事が業界を問わず発生しています。これに対し、「上場企業における不祥事対応のプリンシパル (2016年2月24日公表)」の4原則では、「不祥事の根本的な原因の解明」と「実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行」という2つの 原則が掲げられており、企業には自主的な調査や再発防止策の策定・実行に取り組み、自浄作用を働かせていくことが求められています。

特に後者について、「再発防止策は、根本的な原因に即した実効性の高い方策とし、迅速かつ着実に実行する。この際、組織の変更や社内 規 則 の 改 訂 等 に と ど ま ら ず 、 再 発 防 止 策 の 本 旨 が 日 々 の 業 務 運 営 等 に 具 体 的 に 反 映 さ れ る こ と が 重 要 で あ り その目的に沿って運用され、定着しているかを十分に検証する。」と説明があり、主に下記3つがポイントとして挙げられます。

- ① 日々の業務運営などへの具体的な反映
- ② 目的に沿った運用の徹底
- ③ 定着状況の十分な検証

再発防止のプロセスと主な課題

不正・不祥事が発生した場合、企業はステークホルダーに対して説明責任を果たすために徹底した調査を実施した後、再発防止策を策定・ 実行していくこととなります。また、外部の有識者などから構成される調査委員会を設置した場合、委員会からの提言を踏まえて再発防止策 を見直し、改善を図る必要性が生じます。また、推進している再発防止策が現場に過度な負荷を与えてしまうことで、「コンプラ疲れ」や 「やりすぎ感」を招いていないことを定期的に確認し、必要な軌道修正を図っていくことが不可欠と考えられます。

このように、再発防止策は対症療法的な一過性の対応ではなく、現場の実態を踏まえつつ実効性を確保できるよう継続的な見直しを行い、 定期的なモニタリングを通じてさらなる定着を図ることが重要です。

不正・不祥事の発生・調査

事態の収束

信頼回復

初動対応と社内調査(必要に応じた社内調査を含む)

委員会による調査

再発防止策の 策定・実行

再発防止策の検証・見直し・定着

【企業が直面する主な課題】

- 既に企業が推進している再発防止策を、調査委員会からの提言を踏まえて見直さなければならない
- 現場に過度な負荷を与える再発防止策にならないよう確認した上で、軌道修正を図る必要がある
- 調査委員会から提言された追加調査について、実効性を確保しつつ進めなければならない
- ・ 定期的に再発防止策の定着状況をモニタリングし、改善していく必要がある など



EY Forensicsのアプローチ(概要)

EY Forensicsは、中立的かつ客観的な視点から企業の再発防止策を検証するとともに、不正・コンプライアンス対応に関する豊富な経験に基づき、再発防止策の見直しおよび定着を支援します(全体・PMO支援と部分的支援の両者ともに可能です)。

Step1(検証)

Step2(見直し)

Step3(定着)

- 再発防止策の効果測定
 - ✓ サーベイやヒアリング、実地 調査などにより、定着状況を 評価し、課題を識別
- 再発防止策の推進態勢の評価
 - ✓ 再発防止策の推進態勢を実効 性確保などの観点から評価し、 課題を識別



- ・ 課題の識別と見直しの検討
 - ✓ Step1で収集した定性・定量 情報や先進事例などを踏まえ、 方向性や具体策を見直し
- 優先順位付けと計画の策定
 - ✓ 期待効果、実現可能性、コスト などを踏まえ、優先順位付けと 改善ロードマップ策定を実施



- 定着させるための態勢構築
 - ✓ 具体策を各組織に定着させる 態勢 やコミュニケーション ツールなどを整備
- 進捗管理と定期的な報告
 - ✓ 進捗確認表などを活用した タスクフォースチームと各組織 の連携により着実に実行



主な支援実績

EY Forensicsは多様な不正・コンプライアンスリスクに関連する再発防止策の検証・見直しに加え、新たに策定した施策の実行支援に関する多数の実績を有しています。不正・コンプライアンス対応や先進事例などに精通したEYのプロフェッショナルが迅速に検証を行った上で、最適と思われるアプローチを採用し、再発防止策の見直しおよび定着を支援します。

会社	リスク領域(例)	支援概要
A社	会計不正	海外子会社不正の再発防止に向けて整理した課題を踏まえ、グループ行動規範などの策定、 役員などを対象とした研修実施、関連規程類のレビュー、組織風土などの経年分析などを支援
B社	贈賄	匿名サーベイにより再発防止策の徹底・定着状況を評価し、認識された課題に基づき、 コンプライアンス研修資料やコンプライアンス関連規程・マニュアルの見直し・改訂などを支援
C社	独占禁止法 違反	独禁法順守態勢の現状評価を踏まえ、再発防止策の課題の識別・整理および改善計画の 検討・策定、組織再設計、規程類のレビューなどを支援、モニタリングに関する助言を提供
D社	品質不正・ データ偽装	再発防止策の効果測定や現場から収集した意見などを踏まえ、具体策の見直し(追加要素の検討を含む)、対応の優先順位付け、改善計画の策定などを支援
E社	業法違反	再発防止策の期待効果や実現可能性などに関するヒアリングや従業員同士によるグループ ディスカッションを通じて、各施策の実効性を検証し、改善施策の見直しを支援

お問い合わせ先 EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services (Forensics)

TEL: 03 3503 3292 Email: forensics@jp.ey.com

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。 詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved. ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および 他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に ご相談ください。

ey.com/ja_jp